

連邦行政裁判所の判決から選択・引用。括弧内の数字は判決年月日。事案の特徴ごとに類型化した。体系的で網羅的なリストは、ジュリスト 1238 号 92～95 頁・102～103 頁、1239 号 114～115 頁。すべて吟味を経ていない仮訳。

1 サンクションを課される可能性がある場合

原告の事業に関して許可が不要であることの確認訴訟

「当事者間の法状態が明らかでない限り、原告は、彼の見解によれば有するはずの権利を行使してはならないか、もしくは、無許可営業活動が小売業法 9 条により罰金刑に処される危険に晒されなければならない。このような状態を原告に受忍させることはできない。」(1972・1・17)

「被告が原告に、被告の見解によれば動物保護法 8 条 1 項により存在する許可義務を繰り返し指摘し、原告がこの規定への違反を避けようとしていることから、確認を求める正当な利益が生ずる。……被告は、被告の見解によれば必要な許可なしに実施されている原告の動物実験に対して、これまで介入しておらず、そのような介入を原告に対して警告してもいないので、原告は権利を(予防的)不作為訴訟の形式の給付訴訟によって主張することができない。」(1987・5・7)

違反行為が懲戒事由になるおそれがある義務の不存在確認訴訟

「懲戒手続[等]において初めて間接的に、事務配分計画が適法である、ないし適法であったかどうかを明らかにできるようにするために、[原告]裁判官が違法と考える事務配分計画に自らのリスクで違反することを、彼に要求してはならない。」(1975・11・28)

原告の行為が違法である旨の行政指導が執拗に、法的なサンクションを課されないまま継続している場合の、原告の地位確認訴訟

「被告[手工業職能団体]は原告に対し繰り返し、原告が手工業登録簿に登録せずに違法に手工業を営んでいるとの見解を主張し、こうした理由により、まず市の営業担当機関、後に郡庁に対し、被告の見解を考慮して営業看板を変更することを原告に求めるよう働きかけた。原告は被告のこの見解に常に反対し、それゆえに、勧告された営業看板の変更も何度も拒否した。当事者が原告の営業活動に関する法的判断について基本的に相反する見解を非常に明確な態様で表現し、見解の一致に達することができなかつた後には、裁判所が確定できる具体的な法関係の存在を……否定できなくなった。……原告は被告手工業職能団体に、誤解の余地なく期限を設定して、罰金手続か事業所閉鎖処分の中のどちらかの手段をとるよう求めていた。しかし被告はこの要求に従わず、原告の営業活動の適法性について

年来当事者間で存続している意見の相違を、裁判所で明確にさせるといふ、正当な原告の要求に応じなかった。こうした状況では、自ら法を明確化させる機会を原告に与えなければならぬ。」(1963・5・14)

2 申請前に資格または請求権を確認する訴え

申請が拒否されることが確実であるが、処分後に争うのでは権利が実現できない可能性が高い場合

申請拒否処分が反復される可能性が高い場合

市が原告(政党)の催しのためにホールの利用を許可する義務の確認を求める訴えが、適法とされた例。原告は、過去に何度も市のホールで政党の催しを行おうとし、当該年も計画していた。「確認訴訟は、権利保護が他の訴訟類型によって同様の範囲で実現できない場合には、なお許される。……確かに原告は給付訴訟によって、特定の日時に、または複数の日のうちの一つを選んでホールを貸し出すよう求めることもできたであろう。しかしこの判決の既判力が生ずる前に、この日時は確実に過ぎてしまったであろう。行政裁判所法113条1項4文による継続確認訴訟も、判決主文が過去[の処分の違法確認]に関わるため、完全な権利保護にならなかったであろう。被告の態度から考えて、被告がそのような判決主文を、原告に対する将来の関係も拘束するものと見たであろうことを、当然の前提にすることはできない。」(1969・7・18)

3 その他、処分の前提要件に関する確認訴訟

行政機関が態度を明らかにしており、事業者が既に経済的なリスクを負っている場合

原告(鉄道事業者)が、被告(地方自治体)の区域における3箇所の踏切に新たな安全技術を実施する工事の費用の3分の1を、鉄道・道路交差法により被告が支払う義務を負うことの確認を求める訴訟が、適法とされた。「確かに、請求金額は原告が勝訴した後もなお確定せず、場合によってはさらに別の訴訟において明らかにしなければならないであろう。しかしこのことは、請求権が基本的に存在することを独立に確認することについて原告が正に正当な利益を主張できる場合、提起された確認の申立てに対立するものではない。本件はこの場合に当たる。原告が、被告が費用を分担すること[自体]を拒否していることから、事業が完了する前にも、場合により全費用を一人で負担しなければならないかどうかを明らかにし、そのことから早期に、当該工事の継続および続く工事の準備について結論を出せるようにしようとするのは、当然である。」(2000・12・5)

同種の処分が反復される可能性が高い場合

「当事者は年来、原告[事業者]が.....1953年9月17日の手工業法21条4項・84条1項4号により徒弟記録簿に登録するために手工業職能団体[被告行政主体]に提出しなければならない徒弟契約において、3年の期間を超える徒弟期間を合意してよいかという問題を巡り、争っている。原告はこの権利を自ら常に主張してきた。それに対し被告はこの権利を繰り返し否定し、3年以上の徒弟期間を定める徒弟契約を徒弟記録簿に登録することを、原告に対し何度もきっぱり明確に拒否してきた。.....原告は将来も3年半の徒弟期間を合意する徒弟契約を締結する意思があり、したがって、被告がそれを否定する見解を譲らないことを見込まなければならないので、即時に確認訴訟によって法関係を明確化することに関する原告の正当な利益は、否定できない。本件の状況においては、確認訴訟の提起を行政裁判所法43条2項の定め[確認訴訟の補足性]も妨げない。.....というのは、原告が確認訴訟を提起した時、3年半の徒弟期間を合意したために被告が徒弟記録簿への登録を拒否した徒弟契約が、進行中でなかったため、原告には被告に対して取消訴訟を提起するきっかけがなかったからである。」(1962・6・8)

個別の処分を争うのが紛争の実体に即しない場合

原告(「オショー」運動の団体)に対する参加人(新興宗教問題に取り組む団体)の活動を援助する補助金を、被告(ドイツ連邦共和国)が支出することの違法性の確認を求める訴訟が、適法とされた。因みにこの判決は、特定の宗教団体の活動について公衆に警告する私的団体に国家が補助金を交付する場合、侵害作用として法律の根拠を要する旨を明確に述べたものとして、有名である。「原告が参加人への補助金交付に対し権利を防護するために、被告がそれに関して行う個々の交付承認決定の取消しを求めるよう強いるべきではない。むしろ実効的な権利保護を達成するために、原告が被告による補助金交付の慣行全体を裁判所の審理対象とすることが許される。」(1992・3・27)

4 行政立法や条例が違法に原告の権利を侵害することの確認

立法不作為を争う場合

自営業者が議員として郡議会に出席する場合の休業補償を定めていない条例が、自営業者たる議員である原告の権利を違法に侵害していることの確認を求める訴訟が、適法とされた。「休業補償支払請求権を正に直接裁判で実現させ、要求されている確認を放棄することはできない。.....支払請求訴訟は訴訟上および実体法上、確認されるべき義務が履行されて補償条例が原告の有利に改正されることを前提にして成立する。したがって要求されている確認に代えることはできない。規範制定を求める給付訴訟に対してもまた、確認訴訟は劣後しない。.....概して確認請求の形式はむしろ、裁判所は法制定機関の決定の自由

に対して市民の権利保護に不可欠の範囲に限って働きかけるべきであるという、権力分立原則に基礎を置く考え方に適合する。」(1989・9・7)

第三者が即時に不利益を受ける場合

空港から(へ)の離着陸航路を確定する法規命令に対して近隣住民が騒音を理由に提起した違法確認訴訟が、適法とされた。「行政裁判所法 47 条は、原告の権利保護の請求に対して、遮断効果を持たない。連邦行政裁判所が既に判決している通り、行政裁判所法 47 条以外には、法制定行為の審査を排除することとする旨は、行政裁判による権利保護のシステムから見て取ることができない。法的紛争を決着させるために問題となる限り、法規範の有効性、特に法規範が上位の法と適合するかを審査することは、以前から裁判官の審査権限に属する。行政裁判所法 47 条の場合に行政裁判による規範統制を許容したことによっても、このことは変わっていない。規範統制の許容によって、権利保護の可能性を切り詰めてはならない。基本法 19 条 4 項による権利保護保障の観点から見て、そのような権利保護訴訟の可能性は、とりわけ規範が執行行為による変換を必要としない場合、不可欠である。…… 本件のように 現実に存在する特定の事情に法規範を適用することが争われており、規範の適法性が 争訟に決定的なものとはいえ 単に先決問題として問題にされる場合、行政裁判所法 47 条の「潜脱」とは言えない。」「原告の権利保護の請求は、確認訴訟の形式において許容される。正当にも上級行政裁判所は、対応する給付の申立てを許容されないものと解した。但しこのことは……権力分立の観点からの帰結ではない。法規命令の制定者としても、公権力は、基本法 19 条 4 項において保障された権利保護の要請に服する。確認の請求に限定することにおいて表現される、法制定機関の決定の自由に対する配慮は、規範の制定に向けられた訴えの場合には、当を得ている。それに対して、本件のように 既に制定された法規命令による権利侵害が主張される場合、前記の配慮は必要ない。この場合、法規命令の制定者は、自らの決定余地を既に実現している。それでも原告の申立ては、確認に限定される。このことは次の事情から帰結する。第 1 に、無効であり、それゆえ取消し得るのではなく法的に存在しない、規範の取消しに向けられた申立ては、無に帰する。第 2 に、行政裁判所法の体系を考慮せねばならない。つまり、行政裁判所法 47 条による行政裁判所の規範統制でさえ、単に確認手続の形をとっているのである。」(2000・6・28)

5 行政行為が完了し、あるいは事実状態・法状態の変更により維持される場合における、行政行為の違法確認訴訟(行政裁判所法 113 条 1 項 4 文) - 同種の処分が反復される危険性が高い場合など